

福井県報

第 31 号
令和元年
8月20日(火)
火・金曜日 発行
1月1890円 郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

- 土地改良区の定款変更の認可(一一一)
- 四・福井農林総合事務所……………一
- 土地区画整理事業の認可(一一五・都市計画課)……………一
- 宅地建物取引業法違反に関する公開の聴聞の開催(一一六、一一七・建築住宅課)……………一

公告

- RPA試行導入業務についての公募型プロポーザルの実施(統計情報課)……………一
 - 土地改良区の役員の退任(奥越農林総合事務所)……………三
 - 土地改良区の役員の就任(同)……………三
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部情報管理課)……………四
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部運転免許課)……………五
- 公安委員会規則
- ※交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則(二・地域課)……………八
- 公立大学法人福井県立大学公告
- 一般競争入札の実施……………八

告示

福井県告示第124号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年8月20日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
社土地改良区	令和元年8月7日

福井県告示第125号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定に基づき、気比庄第2土地区画整理事業を認可したので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 施行者の名称および住所
越前町長 内藤 俊三
- 2 事業施行期間
令和元年8月20日から令和3年3月31日まで
- 3 施行地区
越前町気比庄63字堂之下の一部、65

字宮ノ西の一部および66字石畑ケの一部

- 4 事務所の所在地
丹生郡越前町西田中第13号5番地1
- 5 施行認可の年月日
令和元年8月20日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
越前町役場の掲示板に掲示する。

福井県告示第126号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項および宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、公開の聴聞を次のとおり開催するので、福井県聴聞および弁明の機会の手続きに関する規則(平成6年福井県規則第46号)第16条第1項の規定に基づき公示する。

令和元年8月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 聴聞の件名
宅地建物取引業法違反に関する行政処分
- 2 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名、住所および免許番号
LIFESTYLE合同会社
代表者 藪腰 浩明
越前市日野美1-3-20
- 3 予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項
福井県知事(1)第1621号
- 4 聴聞の期日および場所
令和元年8月29日

午後1時30分から

- 福井県庁 9階902会議室
- 聴聞に関する事務を所管する組織の名称および所在地
福井県土木部建築住宅課
福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県告示第127号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項および宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、公開の聴聞を次のとおり開催するので、福井県聴聞および弁明の機会の手続きに関する規則(平成6年福井県規則第46号)第16条第1項の規定に基づき公示する。

令和元年8月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 聴聞の件名
宅地建物取引業法違反に関する行政処分
- 2 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名、住所および免許番号
有限会社パートナー
代表者 斉藤 誠一
福井市経田1-1410
- 3 予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項
宅地建物取引業法第65条第1項の規定に基づき指示処分
- 4 聴聞の期日および場所
令和元年8月29日
午後3時から
- 5 聴聞に関する事務を所管する組織の名称
福井県庁 9階902会議室

および所在地
 福井県土木部建築住宅課
 福井県福井市大手3丁目17番1号

公 告

RPA試行導入業務の受託候補者を公募型
 プロポーザル方式により選定を行うため、次
 のとおり公告する。

令和元年8月20日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

RPA試行導入業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（

火）まで

(3) 業務内容

「RPA試行導入業務 仕様書」のと
 おり

(4) 履行場所

福井県庁舎内（福井県福井市大手3丁
 目17番1号）

その他福井県が指定する場所

2 要領・申請書等

・ RPA試行導入業務 仕様書

・ RPA試行導入業務 公募型プロポー
 ザル実施要領

・ 様式1 受審資格認定申請書

・ 様式2 会社概要書

・ 様式3 RPA試行導入業務に係る企
 画提案の質問書

・ 様式4 資料貸与申請書

・ RPA試行導入業務に係る提案書作成
 要領

・ 別添1 業務一覧表

・ 別添2 提案価格

・ 別添3 見積価格
 ・ RPA試行導入業務に係る提案書審査
 要領

3 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は
 RPA試行導入業務に関する審査委員会
 （以下「審査委員会」という。）の審査を
 受ける資格（以下「受審資格」という。）
 に関し、次に掲げる事項について県の認定
 を受けた者とする。

企画提案書を提出することができる者は
 、単独企業または企業共同体のいずれでも
 可とする。

単独企業の場合は、次の(1)から(9)のすべ
 てを満たすこと。

企業共同体的場合は、企業共同体を構成
 する参加企業のすべてが次の(1)から(6)まで
 および(9)を満たし、かつ、企業共同体を構
 成する参加企業のいずれかが(7)および(8)を
 満たすこと。

(1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規
 則第11号）第146条の規定により知
 事が競争入札参加資格を有すると認めた
 者（競争入札参加資格認定の申請中の者
 を含む。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第
 16号）第167条の4に規定する者で
 ないこと。

(3) 受審資格認定の日において、現に県の
 指名停止措置を受けている者でないこと
 。

(4) 受審資格認定の日において、会社更生
 法（平成14年法律第154号）に基づ
 く更生手続開始の申立ておよび民事再生
 法（平成11年法律第225号）に基づ
 く再生手続開始の申立てがなされていな
 い者であること。

(5) 福井県のすべての県税ならびに消費税
 および地方消費税において未納がない者
 であること。

(6) 情報セキュリティマネジメントシステ
 ム適合性評価制度に関してISMS認証
 基準（Ver2.0）またはJISQ2
 7001（ISO/IEC27001）
 の基準に適合することの認証を受けてい
 ること。

(7) 国や地方自治体、民間企業等における
 RPAツールの導入・活用支援業務（実
 証事業含む。）に携わった実績を1件以
 上有すること。

(8) 福井県内に事業所等を有すること。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当し
 ない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者
 を、法人である場合にはその役員また
 はその支店もしくは常時契約を締結す
 る事務所を代表する者をいう。以下同
 じ。）が暴力団員（暴力団員による不
 当な行為の防止等に関する法律（平成
 3年法律第77号）第2条第6号に規
 定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為
 の防止等に関する法律第2条第2号に
 規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 または暴力団員が経営に実質的に関与
 している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者
 の不正の利益を図る目的または第三者
 に損害を加える目的をもって、暴力団
 または暴力団員の利用等をしている者
 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員
 に対して資金等を供給し、または便宜
 を供与するなど直接的もしくは積極的

に暴力団の維持運営に協力し、または
 関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社
 会的に非難されるべき関係を有してい
 る者

4 受審資格の認定の申請手続等

(1) 受審資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、
 次のとおり申請し、受審資格の認定を受
 けなければならない。

ア 提出書類および部数

受審資格認定申請書等（様式1～2
 ）1部

イ 提出方法

持参または配達証明付き郵便による
 こと。

ウ 提出期限

令和元年8月26日（月）17時ま
 で（必着）

なお、提出後における申請書の追加

および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受
 け付けられる場所ならびに認定に関する事
 務を担当する部署の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県地域戦略部統計情報課IT推

進グループ

電話 0776-20-0270

オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類
 の交付については、次のとおりとする
 。

(ア) 交付期間

令和元年8月20日（火）から令
 和元年8月26日（月）（土曜日、
 日曜日および祝日を除く。）の9時

- から17時までとする。
- (4) 交付場所
4(1)エに同じ
なお、下記の福井県ホームページからもダウンロードすることができ
る。
<http://www.pref.fukui.jp/doc/toukeijouhou/tpa/proposal.html>
- (2) 受審資格の認定時期
受審資格の認定は、令和元年8月28日(水)までに行う。
- (3) 受審資格の認定結果
書面により申請者に通知する。
- (4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和元年9月3日(火)正午までには、説明を求め旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しななければならない。
イ 県は、説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- 5 本委託業務に関する質問事項
本委託業務に関する質問事項については、令和元年8月30日(金)17時までには電子メールで文書(様式3)を提出すること(提出先: toukeijouhou@pref.fukui.lg.jp)。
- 6 本委託業務に関する資料の貸与本委託業務に関する貸与資料を受けられる場合は、令和元年8月30日(金)17時までには資料貸与申請書(様式4)を持参また

- は配達証明付き郵便にて、4(1)エと同じ場所へ提出すること。貸与した資料については、資料貸与申請書に記載の事項を遵守すること。
- 7 企画提案書の提出手続
(1) 提出書類および提出部数
ア 企画提案書 8部
イ アの電子データを収録した電子媒体1部
(2) 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。
(3) 提出期限
令和元年9月3日(火)正午まで(必着)
なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。
(4) 提出場所
4(1)エに同じ
(5) 提出資料の様式等
4(1)オに同じ
- 8 プレゼンテーションの実施
提案者の審査を行うため、提案内容のプレゼンテーションおよび提案内容に関するヒアリングを実施する。その日程等は概ね次のとおりとし、詳細は受審資格の認定結果と合わせて通知する。
(1) 開催日時
令和元年9月6日(金) (時間は未定)
- (2) 開催場所
福井県庁舎内
- 9 審査および契約先候補者の選考等
(1) 審査会
審査委員会が、提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容等に基づき審査を行う。

- (2) 審査結果
審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。
なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。
(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、その旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならない。
イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。
- 10 その他
(1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。
- (7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、「RPP A 試行導入業務 公募型プロポーザル実施要領」等による。

		堀兼土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が平成31年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。	
		令和元年8月20日	福井県知事 杉本 達治
役員名	氏 名	住 所	
理 事	伊藤久美男	大野市今井28-1	
〃	羽生 孝友	大野市下堀32-2-2	
〃	橋本 達郎	大野市平澤領家12-24	
〃	立川 初男	大野市今井28-15	
〃	川端 範夫	大野市稲郷34-2	
〃	加藤 智治	大野市西山25-12	
〃	板橋 利幸	大野市中掘20-6	
〃	松森 諭	大野市稲郷52-40	
〃	西尾 正広	大野市平澤領家12-41-2	
〃	馬場 辰弥	大野市野中9-9	
〃	門前 重夫	大野市西山18-15	
監 事	瀧川 安洋	大野市稲郷35-59-1	
〃	森廣 一男	大野市平澤領家17-14	
<hr/>			
堀兼土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が平成31年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。			
		令和元年8月20日	福井県知事 杉本 達治
役員名	氏 名	住 所	
理 事	伊藤久美男	大野市今井28-1	
〃	羽生 孝友	大野市下堀32-2-2	
〃	橋本 達郎	大野市平澤領家12-24	
〃	門前 重夫	大野市西山18-15	
〃	八幡 國雄	大野市平澤領家12-15	
〃	松森 諭	大野市稲郷52-40	
〃	板橋 利幸	大野市中掘20-6	

- 村上市 美範 大野市野中18-8
- 川端 範夫 大野市稲郷34-2
- 加藤 智治 大野市西山25-12
- 立川 初男 大野市今井28-15
- 山本真名夫 大野市今井15-14
- 林腰 淳治 大野市中掘22-25

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月20日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称
福井県警察端末装置303台
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和2年1月31日（金）
- (4) 履行場所
福井県警察本部警務部情報管理課が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者

- の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付
(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部警務部情報管理課情報企画係
電話 0776-22-2880（内線2412）
- (2) 入札説明書等の交付期間

- 令和元年8月20日（火）から令和元年9月2日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
 - 5 資格の確認に関する事項
この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式3）に、必要と認められる書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
 - (1) 申請書等の提出期間
令和元年8月20日（火）午前9時から令和元年9月2日（月）午後5時まで
 - (2) 申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する（ただし、入札参加資格確認資料については、持参または郵便等での提出を可能とする。）。
- なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。
- 申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード

<p>情報を利用する者登録したものとする。</p> <p>(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法</p> <p>ア 提出方法 持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）すること。</p> <p>イ 提出先 〒910-8515 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県警察本部警務部情報管理課</p> <p>6 入札書の提出方法および提出期間</p> <p>(1) 入札書の提出方法 5(2)と同様とする。</p> <p>(2) 入札書の提出期間 令和元年10月2日(水) 午前8時30分から午後5時までおよび令和元年10月3日(木) 午前8時30分から午後4時までの2日間</p> <p>(3) 紙入札者に係る入札書の提出方法等</p> <p>ア 入札書の提出方法 入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札書の提出期間中に持参して提出すること。 なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。</p> <p>イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等</p> <p>(ア) 提出期限 令和元年10月3日(木) 午後4時（この期限までに必ず到着させること。）</p> <p>(イ) 提出方法 簡易書留郵便による。</p> <p>(ウ) 提出先 〒910-8515 福井県福井市大手3丁目17番1</p>	<p>号</p> <p>7 開札の日時および場所</p> <p>(1) 日時 令和元年10月4日(金) 午前10時30分</p> <p>(2) 場所 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県警察本部入札室</p> <p>8 入札の方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>9 落札者の決定に関する事項 この入札に係る契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨 日本語および日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。</p> <p>(3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定による。</p> <p>(4) 契約書作成の要否</p>	<p>(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。</p> <p>(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。</p> <p>なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。</p> <p>(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所</p> <p>ア 申請者の受付時期 福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。</p> <p>イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県会計局会計課総務第三グループ</p> <p>ブ 電話 0776-20-0253</p> <p>11 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service</p>	<p>to be required</p> <p>Purchase of 303 terminals in Fukui Prefectural Police</p> <p>(2) Date, time of bidding 10:30A.M. 4th October 2019</p> <p>(3) Deadline for delivery 31st January 2020</p> <p>(4) Contract point for the notice Information management division, Fukui Prefectural Police Headquarter, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8515 Japan. TEL0776-22-2880(extension 2412)</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和元年8月20日 福井県知事 杉本 達治</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称 IC免許証追記システム機器購入および保守委託契約</p> <p>(2) 調達物品の予定数量 14式</p> <p>(3) 調達物品の仕様等 「入札説明書」および「IC免許証追記システム機器購入及び保守業務調達仕様書」（以下「入札説明書等」という。）による。</p> <p>(4) 契約期間 令和元年10月8日から令和6年12月31日まで</p> <p>(5) 機器納入期限</p>
--	---	--	--

令和元年12月31日(各種設定作業を含む。)

(6) 保守委託期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで(長期継続契約)

ただし、契約締結年度の翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削減があった場合には、この契約を解除する。

(7) 納入場所

福井県福井市開発5丁目103-1

福井県福井警察署

福井県福井市江守中町6-18-2

福井県福井南警察署

福井県吉田郡永平寺町松岡吉野堺14

字42-1

福井県福井警察署永平寺分庁舎

福井県大野市友江11-7

福井県大野警察署

福井県勝山市滝波町4丁目402

福井県勝山警察署

福井県あわら市井江葎35-103

福井県あわら警察署

福井県坂井市丸岡町笹和田2字9-1

福井県坂井警察署

福井県坂井市三国町緑ヶ丘4丁目15

-40

福井県坂井西警察署

福井県鯖江市下河端町202

福井県鯖江警察署

福井県丹生郡越前町西田中3丁目30

6

福井県鯖江警察署丹生分庁舎

福井県越前市日野美2丁目33

福井県越前警察署

福井県越前市栗田部町1-5-2

福井県越前警察署今立分庁舎

福井県敦賀市木崎12-18-1
福井県敦賀警察署

福井県小浜市南川町16-27
福井県小浜警察署

2 入札に参加するものに必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(4) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができることと認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策

法」という。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電話通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう場合は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付
(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入

札に関する問合せ先
〒919-0476
福井県坂井市春江町針原58-10
福井県警察本部交通部運転免許課免許係

電話0776-51-2820(内線373)

(2) 入札説明書等の交付期間
令和元年8月20日(火)から令和元年9月2日(月)の午前8時30分から午後5時まで(土曜日および日曜日を除く。)

5 入札参加資格確認に関する事項
この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあつては別記様式3)に、必要と認められる書類(以下「入札参加資格確認資料」という。)を添えて次のとおり提出し、契約事務担当者の事前審査を受け、この入札に関する業務を実施する能力を有することの確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間
令和元年8月20日(火)午前8時30分から令和元年9月2日(月)午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。ただし、入札参加資格確認資料については、持参または郵便等での提出を可能とする。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフレイムに記録され

なければならぬ。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 申請書等の提出先（紙入札者）
〒919-0476

福井県坂井市春江町針原58-10
福井県警察本部交通部運転免許課免許係

電話0776-51-2820（内線373）

(4) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙による申請者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

電子入札システムを使用して送信する（紙により提出する場合を除く。）。

(2) 入札書の提出期間

令和元年10月2日（水）午前8時30分から午後5時まで
令和元年10月3日（木）午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和元年10月4日（金）午前10時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部4階入札室

7 入札の方法等

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この一般競争入札についての入札に係る調達物品の予定価格の制限内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必

要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め、令和元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

ア

電話0776-20-0253

10 Summary

(1) Name of product to be purchased

IC Driver's license information

updating device

(2) Quantity of the products to be purchased

14 sets

(3) Delivery period

December 31 2019 (set up is included)

(4) Delivery place

103, Kaihoisu 5-chome, Fukui city.

Fukui police station

6-18-2, Emorinaka-cho, Fukui city,

Fukuinmami police station

14-2-1, Matsuokayoshinozakai, Eiheiji

town, Yoshida county, Fukui police

station Eiheiji branch

11-7, Tomoe, Ono city, Ono police

station

402, Takinami-cho 4-chome,

Katsuyama city, Katsuyama police

station

35-103, Ieyoshi, Awara city, Awara

police station

9-1, Sasawada 2-za, Maruoka-cho,

Sakai city, Sakai police station

15-40, Midorigaoka 4-chome,

Mikuni-cho, Sakai city, Sakainishi police

station

202, Shimokoubata-cho, Sabae city,

Sabae police station

306, Nishitanaka 3-chome, Echizen

town, Nyu county, Sabae police station

Nyu branch

33, Hinorri 2-chome, Echizen city,

Echizen police station

1-5-2, Awatabe-cho, Echizen city,

Echizen police station Imadate branch

12-18-1, Kizaki, Tsuruga city,

Tsuruga police station

16-27, Minamigawa-cho, Obama city,

Obama police station

(5) Date, time of bidding

10:00, October 4, 2019

(6) Contact point for the notice

Driver's license division, Traffic

department, Fukui Prefectural Police

H.Q., 58-10, Haribara, Harue-cho, Sakai

city, Fukui prefecture, 919-0476, Japan.
Tel 0776-51-2820

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年八月二十日

福井県公安委員会

委員長 菱川 健治

福井県公安委員会規則第二号

交番、駐在所等の名称、位置および所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区域に関する規則（昭和五十四年福井県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表福井県福井警察署の福米谷交番の所管区域の欄中「Eヨロ一丁目」を「Eヨロ一丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、施行する。

公立大学法人福井県立大学公告

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月20日

公立大学法人福井県立大学

理事長 山田 賢一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

福井県立大学創造農学科新築棟建設工

事実施設計業務委託

(2) 業務内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和2年1月31日

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき事務局長が定める競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 平成30・令和元年度福井県競争入札参加資格者名簿（測量業務等）の県内業者に「建築設計」で登録されている者であること。

(5) 構造設計一級建築士の資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係を6か月以上継続している者を1名以上、この業務に従事させることができる者であること。

(6) 一級建築士の資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係を6か月以上継続している者を3名以上、この業務に関与させることができる者であること。

(7) 平成21年度以降で、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として受託した、学校など公共

施設の新築または改築工事に係る同規模以上の設計業務の履行実績を有する者であること。

(8) 福井県内に、本店または支店がある者であること。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定高4-

1-1

公立大学法人福井県立大学財務企画課
電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、本学のホームページ上で公開する。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期限
令和元年8月28日（水）15時まで

(2) 提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(3) 提出先

3(1)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所

所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法

持参すること。

(2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学図書館棟

イ 会議室

日時

令和元年9月3日（火）9時

6 入札方法に関する事項

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費

税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

令和元年八月二十日印
令和元年八月二十日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市文京一丁目十九番二十

福井県
高桑印刷(株)

☎ 六三三二番